

平成21年(行コ)第261号

公金支出差止等請求控訴住民訴訟事件

控訴人 齋田友雄外17名

被控訴人 群馬県知事外1名

控訴人準備書面(11)

2012(平成24)年9月28日

東京高等裁判所 第11民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 野 上 恭 道 代

同 嶋 田 久 夫 代

同 福 田 寿 男

ほか50名

[目 次]

1 利根川水系における「水余り」の実態を論じる意義	2
2 利根川水系における各自治体等の水利権量等の内訳	3
3 使い切れていない許可水利権が大量にあって、「水余り」の実態にあること	4
4 未配分のダム使用权の存在	6
5 まとめ	6

本準備書面は、群馬県において使い切れていない許可水利権が大量にあって、“水余り”の実態が現に存在することを明らかにすることを目的とするものである。

1 利根川水系における「水余り」の実態を論じる意義

控訴人らは、八ッ場ダムがなくとも群馬県は既に十分な水源を保有していると主張してきたが、これに対し、原審は次のとおり判示した。

「各水道用水供給事業及び工業用水道事業にとって、八ッ場ダムを除いた水源のみによっては現在必要とされている水量を今後も安定的に供給することに困難を来しかねない状況にあるところ、今後企業誘致等により更に必要な水量が増加する可能性もあるのであり、加えて、現時点において必要な水源が確保できているとしても、それは八ッ場ダム建設事業へ参画することを前提として付与されている暫定豊水水利権の存在によるところも大きいのであるから、結局のところ、八ッ場ダムからどの程度の水源を確保すべきかという程度問題はあるとしても、八ッ場ダム建設事業に参画することによって安定的な水源を確保する必要性自体は、否定し難いものである。」(原判決46～47頁)

また、被控訴人らも「控訴人らの主張は、端的に言えば、暫定豊水水利権のままであっても非かんがい期の取水に支障が生じていないから、安定水利権を得るため

のダム等の水源手当は不要というものであって、まずもって河川法に基づく水利秩序を無視した主張である。」とか、「法制度や水利秩序の実態を大きく誤解した主張であり、」「独自のものであって、失当である。」などと批判する（被控訴人らの平成23年11月14日付準備書面77～78頁）。

しかし、今般、控訴人は、群馬県及び利根川水系において大量の“水余り”の実態が現に存在することを示す明確な資料を入手した。

裁判所は、「ハッ場ダムからどの程度の水源を確保すべきかという程度問題はあるとしても、ハッ場ダム建設事業に参画することによって安定的な水源を確保する必要性自体は、否定し難いものである。」（原判決46～47頁）などと、実質的な審理から逃避する姿勢を取ることなく、また、「法制度や水利秩序」などという被控訴人らの建前論に捕らわれることなく、群馬県を含む関係都県の水源確保の実態を直視して、ハッ場ダムの利水上の不要性を認めるべきである。

2 利根川水系における各自治体等の水利権量等の内訳

今回、国土交通省から、利根川水系における各自治体等の水利使用者ごとの水利権の許可取水量（いわゆる安定水利権と暫定水利権ごと）と取水実績のデータが開示された（甲第47号「利根川水系における各自治体等の水利権量等内訳表」、2012（平成24）12月22日に国土交通省が国会議員に提出）。開示されたのは2010（平成22）年の毎月のデータであって、取水実績は各月の最大値が示されている。利根川水系における水利権の使用実態を把握するため、以下の①～⑥に述べる基準により、開示データの整理を行った。

① 発電用水の水利権、取水量を除外する。

国土交通省の資料は発電用水の水利権、取水量も含めたものであるが、発電用水は河川の上流部で取水され、使用後は河川に還元されるので、河川水を消費するものではない。よって、発電用水は除外して上水道用水(上水)、工業用水(工水)、か

んがい用水について検討する。

② 夏期と冬期をそれぞれ検討する。

夏期はかんがい用水があり，冬期はかんがい用水の大半がなくなるので，夏期と冬期は水利用の状況が異なる。そこで，冬期の代表として2010（平成22）年1月，夏期の代表として2010（平成22）年7月を取り上げ，それぞれについて検討する。

③ 農業用水転用水利権は冬期のみを暫定水利権と扱う。

埼玉県水道，群馬県水道・工業用水道が保有する農業用水転用水利権は冬期の手当てがないという理由で，暫定水利権とされている。暫定は冬期だけの話なのであるが，水利権許可では夏期も暫定として扱われている。そこで，実態に合わせて，埼玉県水道，群馬県水道・工業用水道の農業用水転用水利権は冬期のみを暫定水利権とし，夏期は安定水利権とする。

④ 取水地点が異なることなどによって暫定とされている東京都水道の水利権を安定水利権とする。

東京都水道の水利権の一部は，水源開発は完了しているが，取水地点が異なっているという理由で暫定水利権として扱われている。また，江戸川中川緊急水利は課題がある水源となっているものの，暫定ではない。これらの水利権を安定水利権として扱うことにする。

⑤ ダブルカウントされているものを除外する。

印旛沼に導水するための酒直水門の水利権・取水量は印旛沼での水利権・取水量とダブっていると見られるので，除外する。

⑥ 都県別に整理する。

利根川の流域は広く，下流部で水利権の余裕があっても，それを利根川上流部で利用することは難しいところがある。よって，水利権の余裕状況は少なくとも都県別に見る必要があるので，都県別の整理を行う。

3 使い切れていない許可水利権が大量にあって，「水余り」の実態にあるこ

と

以上の基準で甲第 47 号のデータを整理したのが別紙 1-1, 1-2 「利根川水系における水利権量と取水実績の都県別整理表」である。別紙 1-1, 1-2 の都県別集計値を取り出したのが別紙 2 である。別紙 2 から、次のことがいえる。

- (1) 上水, 工水, かんがいのそれぞれについて安定水利権の許可取水量と取水実績を比較すると, 取水実績が安定水利権の許可取水量を上回っているのは, 茨城県の上水 (7 月) のみであり, それ以外は各都県ごとの上水, 工水, かんがいにおいてそれぞれ, 取水実績が安定水利権の許可取水量を下回っている。
- (2) 上水・工水の合計について安定水利権の許可取水量と取水実績を比較すると, 取水実績が安定水利権の許可取水量を上回っている都県はなく, ほとんどの都県で安定水利権の許可取水量が取水実績を大きく上回っている。(7 月, 1 月とも)
- (3) さらにかんがいも加えて, 上水・工水・かんがいの合計について安定水利権の許可取水量と取水実績を比較すると, 安定水利権の許可取水量と取水実績の差はさらに大きくなる。(7 月, 1 月とも)
- (4) 以上のように, 各都県ごとの合計値では, 安定水利権の許可取水量が取水実績をかなり上回っており, 仮に暫定水利権がなくても水源に不足することはないという実態にある。

結論として, 各利水団体ごとでは暫定水利権が必要とされることがあったとしても, 各都県の中で, 余裕がある安定水利権を他の利水団体へ融通することを進めれば, 暫定水利権がなくても, 必要な取水に対応できる可能性が十分にある。

こうした実態を踏まえれば, 余裕がある安定水利権を必要な利水団体に融通できる制度をつくるべきであるといえる。

こうした制度の改善はひとまず措くとしても, 実際の取水実績が, 安定水利権の許可取水量を大きく下回っているということは, 「水余り」が常態化していることを示している。

4 未配分のダム使用権の存在

以上とは別に、利根川水系においては、既に水源開発が完了しているにもかかわらず、未だに水利権として配分されていないダム使用権がある。甲第48号「利根川水系における未配分のダム使用権（2011（平成23）7月6日開示）」は、国土交通省関東地方整備局による八ッ場ダム事業の検証の中で明らかになったものである。

未配分のダム使用権の合計は6.52 m³/秒にもなっている。この未配分のダム使用権を水利権を必要としている水道事業者等に配分することは可能である。これも「水余り」の実態を示す証左である。

5 まとめ

以上の事実を前提とすれば、利根川水系においては、夏場においても、（農業用水転用水利権が問題となる）冬場においても、水源に余裕があることは明白であり、八ッ場ダムに利水上の必要性がないことは明白である。

以 上